



# 佐賀県公報

平成19年  
3月7日  
(水曜日)  
第 12875号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更 (一〇〇・道路課) 一
- 道路の供用開始 (二〇一・" ) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二
- 県営東与賀中部地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月七日から平成十九年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区 間	の			
県道 板屋巖木線	多久市西多久町大字板屋一〇六 二九番一地从先から 多久市西多久町大字板屋一〇六 七一番一地从先まで	後	二九・二 七・四	一 二六・八	
	多久市西多久町大字板屋一〇六 二九番一地从先から 多久市西多久町大字板屋一〇六 七一番一地从先まで	前	二八・三 五・八		

### ●佐賀県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月七日から平成十九年四月六日佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 板屋巖木線	多久市西多久町大字板屋一〇六二九番一地从先から 多久市西多久町大字板屋一〇六七一番一地从先まで	平成一九・三・三一

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年4月23日まで「さが元気ひろば」（県民総合相談・情

報提供窓口) において縦覧に供する。

平成19年3月7日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日 平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 たすけあい佐賀

(2) 代表者の氏名 西田 京子

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市長瀬町10番37号

(4) 定款に記載された目的

本会は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らすしていくことのできる地域社会の建設に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年3月7日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市藤木町字寺ノ下2107番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市原古賀町665

松永正子

定により公告する。

平成19年3月7日

佐賀県知事 古川 康

平成17年1月27日県営土地改良事業(かんがい排水)東与賀中部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

